

2018年（平成30年）1月11日

小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
代表者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用者が入院する場合の介護給付費の算定等の取扱いについて（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の対応について、厚生労働省から Q&A が示されているところですが、見出しの件について、本市においては関連する事務手続きについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、看護小規模多機能型居宅介護においても、同様の取扱いとします。

1 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A について（抜粋）

(問 42)

入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

(答)

登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

2 本市における取扱い

(1) 利用者が入院する場合は、利用者または家族が医療機関から受領する「入院診療計画書」を確認すること（聞き取りでも可）。当該計画書に記載された推定される入院期間が30日を超える（30日を含まない）又は1か月を超える（1か月を含まない）場合は、原則として一旦契約を解除すること。前記場合にもかかわらず、契約を解除せずに支払いを受けた介護報酬は返還の対象とする。

※入院診療計画書とは…医療法第6条の4第1項の規定により、入院後7日以内に患者又はその家族に交付される書類。

(2) 入院診療計画書を確認した際は、

① 入院先 ② 入院期間 ③ 利用者の意向 ④ 確認日
の項目について、支援経過等に記録すること。

(3) 当初は短期間の入院が予定されていても、その予定を超えて入院が継続となる場合がある。その際は、再度入院期間について家族等に確認をすること。

なお、当該確認をした日から30日又は1か月を超える入院となる見込みの場合、又は新たに入院診療計画書が交付され、当該計画書の推定される入院期間が30日又は1か月を超える場合は、前記(1)と同等の取り扱いをすること。

(4) 病院への見舞いや洗濯の代行等は、居宅における訪問サービスではないため、小規模多機能型居宅介護費の対象とはならないこと。

(5) 入院に係るトラブルを避けるため、利用契約書及び重要事項説明書に前記(1)の内容を明記するなど、登録希望者やその家族等にその旨を十分説明すること。また、契約解除後に登録定員に空きがなくなった場合は、再契約できなくなることについてもあらかじめ説明すること。

既に登録している利用者については、早急に利用者やその家族に説明をすること。

(6) 月途中における契約又は契約解除の場合は、日割り計算により介護報酬を算定すること。

(7) 初期加算

入院期間が30日を超える(30日を含まない)場合は、一旦契約を解除し、再契約時には算定可。ただし、契約は解除したが入院期間が30日を超えない場合は、算定不可。

なお、同一事業所において、利用者の認定状態区分が要支援(介護)から要介護(支援)に変更した場合は、登録日から起算して30日以内の期間について、算定可。

※ 「登録日」とは、利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

※ 基本報酬は、変更後の認定状態区分における登録日を起算日とした日割りの単位数を算定。

問い合わせ先・連絡先

福山市保健福祉局

長寿社会応援部介護保険課指導担当

電話 084(928)1232